

第11章

サービス貿易

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、流通等のサービスの国際取引のことである。サービス貿易においては、物品の貿易とは異なり、関税のような水際における措置より、サービスの提供又は消費に当たって課せられる国内規制の方が大きな貿易障壁となり得る。他方、このような国内規制の多くは、国内サービス産業の保護・振興を目的とするのみならず、文化や伝統の保護、消費者の保護等の公的目的のために設けられたものであるという事情もあり、サービスに関する多角的な国際的規律の必要性を求める声は大きくなかった。

しかしながら、サービス貿易額は着実に増大しており、WTOの統計によれば、現在では世界貿易（全世界輸出額ベース）の19.1%、21,250

億ドル（2004年）に達している。（図表11-1）

サービス貿易の増大に伴い、規律が必要との認識が高まったため、金融、運輸、通信、建設、流通等広範なサービス分野を対象として、最恵国待遇、市場アクセス、内国民待遇等を規定した「サービスの貿易に関する一般協定：General Agreement on Trade in Services（GATS）」（以下「サービス協定」という。）が開発途上国を含むすべての国の参加を得て、ウルグアイ・ラウンド交渉終結時に合意された。

(2) 法的規律の概要

① 4つのモード

サービス協定は、155業種（事務局分類）を含む全てのサービス（政府の権限の行使として提供されるサービスを除く）の貿易に影響を及ぼ

<図表11-1> 世界貿易に占めるサービス貿易の割合（輸出額ベース）

（単位：10億ドル）

	輸 出 額				
	1990年	1994年	1998年	2002年	2004年
モノ	3,439	4,241	5,422	6,272	9,012
サービス	783	1,038	1,318	1,570	2,125
モノ・サービス計	4,222	5,279	6,740	7,842	11,140
サービスの構成比	18.5%	19.7%	19.6%	20.0%	19.1%

（出典）INTERNATIONAL TRADE STATISTICS 2005（WTO事務局）

す政府の措置を対象としており、これらのサービス貿易を、以下の4つの貿易形態（モード）に分類されるとしている（図表11－2参照）。

- ①越境取引：ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供
- ②国外消費：ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供
- ③商業拠点：ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供
- ④人の移動：ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域内における自然人を通じてのサービス提供

②自由化約束等の仕組み

本協定においては、各国が自由化の約束を行う分野と自由化の内容を「約束表」に記載し、その分野の拡大及び自由化内容の充実はその後の自由化交渉により図るという漸進的自由化の方法が採られている。すなわち、加盟国が協定を締結することによりすべての分野のサービス貿易に関して守るべき義務として「最恵国待遇」（サービス協定第2条）、「透明性の確保」（サービス協定第3条）等が定められている（ただし、最恵国待遇は一定の要件を満たすことを条件に適用除外が認められる）。他方、「市場アクセス」（サービス協定第16条）、「内国民待遇」（サービス協定第17条）等については、各国の約束内容に応じて守るべき義務として定められている（主要規定の概要については、注釈11－1参照）。本協定に基づく自由化約束の方法は、各国が上記の155の業種及び4つの貿易形態のマトリクスにおいて、自ら自由化を行う分野のみを約束表に記載することとなっていることから、

ポジティブリスト方式（もしくはボトムアップ方式）と呼ばれる。約束表では、加盟国は、市場アクセス及び内国民待遇に関する条件及び制限に係る約束に加え、これらの対象とならない措置であっても「追加的約束」としてさまざまな自由化約束を記載することができる。（約束表の記入例については図表11－3、各国の自由化約束及び最恵国待遇免除登録の状況は図表11－4及び5参照）。我が国は、およそ100の分野について何らかの自由化約束を行うとともに、一切の免除登録を行うことなく全ての分野で最恵国待遇義務を果たしている。

③その他の横断的ルール（GATSルール・国内規制規律）

サービス協定は、セーフガード（サービス協定第10条）、政府調達（サービス協定第13条）、補助金（サービス協定第15条）に関する規律の作成について、ウルグアイ・ラウンド後の将来の多角的交渉に委ねている。95年3月にサービス貿易理事会下に設置された規則作業部会において、現在もこれらの議論が行われている。

また、国内規制（サービス協定第6条）に関する規律の作成についても、99年4月に設立された国内規制作業部会において議論が行われている。

④分野毎のルール

本協定においては、金融、電気通信等の特定分野に関し、特別のルールが附属書において規定されている。これに加え、金融分野については、市場アクセス、内国民待遇などの措置について具体的に定め、かつより高度な自由化を規定した金融了解が合意された。また、基本電気通信分野については、相互接続の確保、ユニバーサル・サービス、免許基準の公表等の競争促進的規制等の枠組みを規定した参照ペーパーが

作られた。これらは、上記の追加的約束として多くの国の約束表において自主的に添付されている（規制の枠組みの参照ペーパー：注釈 11—2 参照）。

<図表11-2> サービス貿易の4形態（モード）

モード	内容	例	イメージ図
1. 越境取引	ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供 《サービスの越境》	海外に在住する弁護士から電話で法務アドバイスを受ける	
2. 国外消費	ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供 《需要者の越境》	観光客や海外出張者による現地消費（電子機器レンタル等）	
3. 商業拠点	ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービス提供 《商業拠点の越境》	海外支店を通じた金融サービス	
4. 人の移動（労働移動）	ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域内における自然人を通じてのサービス提供 《供給者（自然人）の越境》	外国アーティストの招聘	

●:サービス供給者（自然人または法人）、▲:サービス需要者（自然人または法人）

■:商業拠点、◆:自然人、△:移動前のサービス需要者、◇:移動前の自然人、

←:移動、-----:サービス提供

＜注釈 11－1＞ サービス協定における主要規定等の概要

①すべての分野のサービス貿易に関して守るべき義務

(a) 最恵国待遇原則（第2条）

すべての国に対して同等の待遇（最恵国待遇）を与える義務。（第1章「最恵国待遇」参照）

（最恵国待遇例外）

サービスの分野においては、過去の経緯等によって最恵国待遇を採れない措置が存在するため、本協定では、一定の要件を満たすことを条件に、第2条第2項に基づき当該措置の最恵国待遇適用除外が認められることとした。認められた措置は、ウルグアイ・ラウンド後の自由化交渉の対象となるとともに、5年以内にサービスの貿易に関する理事会の検討に付され、原則として10年を超えて存続してはならない。

（その他協定の規定により最恵国待遇原則が適用されない場合）

- ・域内のサービスの貿易を自由化するための協定に加わる場合（第5条）
- ・域内の労働市場を完全に統合するための協定に加わる場合（第5条の2）
- ・特定の国において取得されている教育、免許、資格等を自国内でも有効なものとして認める場合（第7条）
- ・政府機関が政府用として購入するサービスの調達（政府調達）のうち商業的販売のための利用を目的としない調達を行う場合（第13条）

(b) 透明性（第3条）

貿易に関連する法律、規則等は、法律、規則等が公開されていないことも障壁となるため、本協定は、サービスに関連する法律、規則等の公表を一般的義務としている。これにより、手続の不透明性による障壁を除去できるとともに、その内容についての交渉を行うことも容易になる。

②約束（コミットメント）を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務

(c) 国内規制（第6条）

加盟国は、特定の約束を行った分野において、サービス貿易に影響を与えるすべての措置が、合理的、客観的かつ公平に運用されることを確保する。

(d) 支払及び送金（第11条）

国際収支を擁護する場合を除き、加盟国は、本協定の下での特定の約束に関連する経常取引のための国際的支払及び送金に関する制限を適用してはならない。また、国際収支を擁護する場合及びIMFの要請に基づく場合を除き特定の約束に関連して上記制限を行わない限りにおいては、IMF加盟国の権利及び義務は、本協定のいかなる規定の影響も受けない。

(e) 市場アクセス（第16条）

具体的な約束（コミットメント）を行って初めて義務の内容が定まるものの一つ。

本規定は、政府が採るべきでない措置の類型として、①サービス供給者の数に関する制限、②サービスの取引総額又は資産総額に関する制限、③サービスの総産出量に関する制限、④サービス提供者の雇用者数の制限、⑤企業形態制限、⑥外資制限等の6種類の措置を限定的に列挙している。

加盟国は、各サービス分野及びモードについて、これらの措置を採らない旨の約束を行うか、全面的に又は部分的に留保を行うか国別約束表に明記することとなっている。各国は、これらの列挙された措置以外の措置はもちろんのこと、留保している措置も協定の他の条項に違反しない限り採ることが出来る。

なお、本規定は、結果としての市場アクセス（マーケットシェア等）を担保するものではない。

(f) 内国民待遇（第17条）

他の加盟国のサービス及びサービス供給者について内国のサービス及びサービス供給者と比して不利でない待遇を与えるという原則である。（第2章「内国民待遇」参照）

内国民待遇の付与も、具体的な約束（コミットメント）によって内容が決まる義務である。すなわち、各国は、それぞれの分野につき内国民待遇の義務を受け入れるかどうかを交渉を通じて決めることがで

きる（例えば銀行業については、内国民待遇を付与しないとしても可能）。

また、受け入れる場合にも、内外差別的な措置を一定の範囲で採ることを留保することができる（例えば、銀行業について預金業務を除き内国民待遇を付与するとの約束も可能）。留保を行った際には、それを国別約束表に掲げなければならない。

(g) 追加的約束（第 18 条）

市場アクセス（第 16 条）及び内国民待遇（第 17 条）の対象とならない加盟国の措置であっても、各国間の個別の交渉により自由化約束の対象とすることができる。

③その他の規定

(h) 特定約束交渉（第 19 条）

サービス貿易における漸進的自由化を達成するために、加盟国は交渉のラウンドを WTO 協定発効から 5 年より遅くない日に開始し、その後定期的に行う。また、自由化の過程においては、個々の加盟国の国家政策目標及び開発レベルを十分に考慮して進める。

(i) 附属書

①金融サービスに関する附属書

加盟国は、信用秩序の維持のための又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を採ることを妨げられない。

②電気通信に関する附属書

加盟国は、国別約束表に記載するサービスに関し、他の加盟国のサービス提供者に対し、合理的かつ無差別な条件の下で公衆電気通信伝送網及びサービスへのアクセス及び利用を与えることを確保する。

③航空運送サービスに関する附属書

二国間の航空協定等に基づき認められる運輸権及び運輸権の行使に直接関連する措置は本協定の対象外である。

④サービスを提供する自然人の移動に関する附属書

加盟国は、市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束を無効化又は侵害しない限り、その領域における自然人の入国又は一時的な滞在を規制するための措置を適用することを妨げられない。

＜図表 11－3＞ 約束表の記入例

Schedule of Specific Commitments (特定の約束に係る表)

I. HORIZONTAL COMMITMENTS (各分野に共通の約束)

Sector or subsector (分類)	Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	Additional commitments (追加的な約束)
ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE (この約束表に掲げるすべての分野)	4) Unbound except for measure concerning the entry and temporary stay of a natural person who falls in the following category: i) Activities to direct a branch office as its head. (次の分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除く他約束しない。 i) 長として支店を管理する活動)	3) Unbound for research and development subsidies. (研究及び開発に係る補助金については、約束しない。)	

II. SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS (分野ごとに行う約束)

Sector or subsector (分類)	Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	Additional commitments (追加的な約束)
d) Services related to management consulting (経営相談に関連するサービス) (注) 本表には、何らかの自由化約束を行う分野のみ記載。 従って、この欄に記載されていない分野は、特定の約束に係る義務(市場アクセス、内国民待遇等)を負わない(但し、MFN 義務は負う)。	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) The number of licenses conferred to service suppliers may be limited. (サービス提供者に与える許可の数は、制限され得る) 4) Unbound except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか約束しない)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) None except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない) 4) Unbound (約束しない)	(注) この欄は、第16条(市場アクセス)及び第17条(内国民待遇)の義務の対象とならない措置で自発的に自由化意思を表明する措置を記入。

Modes of supply : 1) Cross-border supply (越境取引) 2) Consumption abroad (国外消費) 3) Commercial presence (商業拠点) 4) Presence of natural persons (人の移動)

<図表 11－4> 主要各国の自由化約束状況

サービスセクター分類		米国	EU	カナダ	韓国	香港	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	豪州	フィリピン	インド	日本
1. 実務サービス	A. 自由職業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	B. コンピューター関連	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	C. 研究開発		○	○	○			○	○		○		○	○
	D. 不動産	○	○	○		○					○			○
	E. レンタル／リース	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○
	F. その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
2. 通信サービス	A. 郵便													
	B. クーリエ	○		○		○						○		
	C. 電気通信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D. 音響映像	○			○	○	○	○		○			○	○
	E. その他													
3. 建設・エンジニアリングサービス	A. ビル建築	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
	B. 土木建設	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
	C. 設置、組立	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
	D. 仕上作業	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
	E. その他	○	○	○	○	○	○	○	○					○
4. 流通サービス	A. 問屋	○	○	○	○					○	○			○
	B. 卸売	○	○	○	○						○			○
	C. 小売	○	○	○	○	○					○			○
	D. フランチャイズ	○	○	○	○						○			○
	E. その他			○										
5. 教育サービス	A. 初等教育		○							○				○
	B. 中等教育		○								○			○
	C. 高等教育		○								○			○
	D. 成人教育	○	○							○				○
	E. その他	○									○			
6. 環境サービス	A. 汚水処理	○	○	○	○					○	○			○
	B. 廃棄物処理	○	○	○	○					○	○			○
	C. 公衆衛生	○	○	○						○	○			○
	D. その他	○	○	○	○					○				○
7. 金融サービス	A. 保険関連	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B. 銀行及びその他金融	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C. その他													
8. 健康関連・社会事業サービス	A. 病院	○	○					○					○	○
	B. 人間健康関連										○			
	C. 社会事業		○											
	D. その他													
9. 観光・旅行関連サービス	A. ホテル・飲食店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B. 旅行業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C. 旅行ガイド	○	○				○				○			○
	D. その他	○								○				
10. 娯楽、文化、スポーツサービス	A. 興行	○	○					○						○
	B. 通信社	○	○								○			○
	C. 図書館、博物館等	○				○	○							○
	D. スポーツ等	○	○				○	○		○	○			○
	E. その他										○			
11. 運送サービス	A. 海上運送		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
	B. 内陸水運				○	○		○						○
	C. 航空運送	○	○	○						○	○	○		○
	D. 宇宙運送		○											
	E. 鉄道運送	○	○	○						○		○		○
	F. 道路輸送	○	○	○	○					○	○	○		○
	G. パイプライン輸送			○							○			○
	H. 運送補助		○			○				○	○	○		○
	I. その他		○		○									○
12. その他のサービス								○						

(注) ○印は、何らかの自由化約束が行われているセクターを示す。ただし、○印を付したセクターにおいても、セクターの一部についてのみの自由化約束をしている場合や、内国民待遇に反する措置や市場参入を制限する措置を留保している場合があり、本表は直接的に自由化の程度を示すものではない。なお、事務局分類は、上記分野より更に詳しく、全てのサービス業を 155 業種に分類している。

<図表 11－5> 主要各国の最恵国待遇義務の免除登録分野

米 国	①業種横断（人の移動、課税、土地取得、中小企業登録）、②電気通信（衛星放送）、③銀行、④保険、⑤航空運送、⑥宇宙運送、⑦道路運送、⑧パイプライン輸送
E U	①業種横断（人の移動、土地取得、投資）、②レンタル／リース、③音響映像、④保険、⑤内陸水運、⑥航空運送、⑦道路運送
カ ナ ダ	①実務（漁猟関連）、②音響映像、③保険、④航空運送、⑤海上運送
韓 国	①航空運送
香 港	なし
シンガポール	①業種横断（人の移動、投資、課税）、②専門職業（法律）、③音響映像、④銀行、⑤保険、⑥航空運送、⑦海上運送
マレーシア	①業種横断（人の移動、外国資産）
インドネシア	①業種横断（人の移動）、②建設、③銀行
タ イ	①専門職業（会計、出版・新聞）、②海上運送、③航空運送、④道路運送
豪 州	①音響映像
フィリピン	①業種横断（人の移動、投資）、②銀行、③海上運送
イ ン ド	①電気通信、②音響映像、③娯楽、④海上運送
日 本	なし

<注釈 11－2> 基本電気通信の規制の枠組みに関する参照ペーパー

参照ペーパーの項目 適用範囲：基本電気通信サービスを提供するために必要な施設の保有や市場における地位を用いて基本電気通信市場への参入の条件に影響を与えることができる供給者 - 競争条件の確保のためのセーフガード 主要なサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持すること。 （反競争的行為の例：市内通信で得られた独占利益を市外通信の割引の原資とする等） - 相互接続の確保 主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網上技術的に可能なすべての接続点において確保すること。 - ユニバーサル・サービス いずれの加盟国も、当該加盟国が維持することを希望するユニバーサル・サービスの内容を定義する権利を有すること。ただし、透明、非差別的、かつ競争中立的な態様で履行され、かつ、当該加盟国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担であってはならない。（ユニバーサル・サービスとは、電話・電気等の公共サービスについて、一定の供給地域内で供給の要請があったときには応じなければならないという供給者への義務づけのこと。） - 免許基準の公表 免許が必要とされる場合には、(1)全ての免許の基準及び免許の申請に係る決定に関する標準処理期間、(2)個別免許の条件、を公表すること。 - 独立の規制機関 規制機関は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも独立であること。 - 希少な資源の分配及び利用 希少な資源（周波数、番号及び線路施設権を含む）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的

な、透明かつ非差別的な態様で適時に実施すること。

(3) 最近の動向

①継続交渉

ウルグアイ・ラウンド交渉時に各国間の合意が成立しなかった海運、金融、基本電気通信の3分野については、ウルグアイ・ラウンド終了後も継続して交渉を行うこととされた。それに伴い、途上国側の要求により人の移動についても継続交渉事項とされた。(図表 11—6)

その後、人の移動については1995年7月に早々に交渉が終結した。

海運については、ウルグアイ・ラウンドでは国際運送を行う外航海運のほか、貨物取扱業等の海運補助サービス及び港湾利用を対象に交渉が行われたが、内航海運については、多くの国が自国籍船舶に留保している現状であることから交渉の対象外とされた。継続交渉となったが、最後まで米国が約束表のオファーを行わなかった等の理由により交渉が全く進展しなかったため、1996年6月に交渉を中断すること及び2000年から開始された次期サービスラウンドとともに交渉を再開することが決定された。各国は、交渉が終結するまでは現在の規制水準を現状維持することとなっている。

金融については、1995年7月の暫定合意を経て、1997年12月に70か国の参加を得て最恵国待遇ベースの合意が達成された。第5議定書が成立・発効し、67ヶ国が受諾した。これにより米国、EUの他、アジア、南米の主要途上国からも金融サービス分野の高水準の改善約束を含む恒久的な合意を得ることができた。

基本電気通信については、当初の期限1996年4月から大幅に遅れたものの、1997年2月に、69か国の参加を得て最恵国待遇ベースの合意が成功裡に達成された。翌年2月、第4議定書

(受諾期限や発効手続を定めたもの。各国が提出した追加的な自由化約束が本議定書に附属されている)が発効し、合意が実施に移された。

②シアトル閣僚会議までの動き

このほか、サービス協定においては、次期ラウンドを待たずに引き続き幾つかの事項について検討を行うこととされた。

まず着手されたのは自由職業サービスに関する規律の作成である。このうち、比較的世界的な共通化が進展している会計士分野について先行して作業を行うこととされ、検討のために設置された自由職業作業部会において、会計士資格の相互承認協定を結ぶためのガイドラインの策定(1997年5月)、貿易の障害になっている事項に関する会計士に関する多角的規律(透明性、免許要件、資格要件、資格手続、技術上の基準等について一般的、抽象的、中立的に規定したもの)の作成(1998年12月)が行われた。

その後、会計士分野のみに3年も要したことや、国内規制に係るサービス協定6条4項は対象を自由職業サービスに限定していないことなどから、自由職業サービスを含むサービス業全体の規律を議論することを求める声が強くなった。その結果、99年4月に自由職業作業部会を発展改組し、新たに国内規制作業部会を設立し、自由職業分野を含むサービス業全体の国内規制に関する規律策定について議論がなされている。

また、サービス分野における政府調達、セーフガード及び補助金のルールの取扱いについては、GATSルール作業部会においてそれぞれ議論が行われてきた。特にセーフガードについては、何らかのセーフガード措置が必要と主張す

る国と、セーフガード措置を是認するに当たっては、その要件を厳格に規定・運用することが可能でなければならないとの立場の国との間で意見が分かれた。そのため、交渉期限を再三にわたり延長し、引き続き議論が行われている。

その他、特定約束委員会においては、サービスの分類の改訂、約束表の記載を行う際の指針となるスケジューリングガイドラインの改訂等について議論が行われてきた。このうち、分類の改訂については、現行の事務局分類の改訂の必要性(問題点の洗い出し等)、新サービスの取扱い等について議論がなされている。

③ サービス交渉の開始

サービスの自由化交渉（特定約束交渉）は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意

において次回のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ（いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」）として、2000年初めから交渉が開始されることが決まっていた（サービス協定19条）。シアトル閣僚会議以降、当初は必ずしも議論が順調に進まなかったが、一年近くにわたる議論を経て2001年3月に、交渉の目的、原則、範囲、方法等を定めた「交渉ガイドライン」が策定された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚会議において、サービス交渉は他の交渉事項とともに包括ラウンドの中で扱われることになり、現在2005年12月の香港閣僚会議に向けて交渉が行われている（詳細は第Ⅲ部「補論」第1章「ドーハ開発アジェンダの動向」 「2. 各交渉分野における議論の進捗状況、Ⅲ サービス交渉」参照）。

＜図表 11－6＞ 継続交渉分野の取扱い

	金 融	基本電気通信	海 運	人の移動
現状	1997年12月13日に交渉終結 (1999年3月1日発効)	1997年2月15日に交渉終結 (1998年2月5日発効)	1996年6月交渉中断を決定 2000年サービス交渉とともに交渉再開	1995年7月28日に交渉終結 (1996年1月31日発効)
現在の取扱い			スタンドスティル	

＜注釈 11－3＞ エネルギーに関する日本提案の概要（2001 年 10 月）

＜エネルギー・サービスの重要性和考慮すべき事項＞

- 経済的及び社会的発展を図るためには、エネルギーの効率的かつ安定的な供給が確保されることが必要である。また、経済成長を成し遂げるためには、他のサービスと同様に、エネルギー・サービスの効率を上げることが極めて重要である。
- GATS におけるエネルギー・サービス分野のルールの策定に当たっては、エネルギー・セキュリティや供給信頼度の維持、環境の保全、ユニバーサル・サービスの維持、公衆安全の維持といった公益的課題の解決に向けて、加盟国が透明性があり、競争中立的であり、かつ、必要以上に大きな負担とならない規制手段を取り得ることが留保されるべきであり、約束に差異があることが許容されるべきである。
- 加盟国間において、エネルギー・サービスがそもそも国営であったか私営であったかといったサービスの成り立ちや現在の産業構造に差異が存在するため、GATS におけるエネルギー・サービス分野のルールの在り方については、加盟国独自の多様性を認める必要がある。ただし、そのルールは、可能な限り非差別的であり、最大限の透明性が確保されたものでなければならない。

＜交渉における検討項目＞

- A. 分類
 - 今次交渉において、新たなエネルギー・サービス分類の作成を検討することを提案する。その際、新分類はエネルギー分野のみを対象とし、既存の約束と抵触することのないよう作成されなければならない。
 - エネルギーの卸売から最終消費者の消費に至るまでの一連のサービスを包括的に協議すべきであり、まずエネルギーの卸売、輸送（送電及び配電、パイプラインによる輸送並びに熱の移送）及び小売に関連する「コア」エネルギー・サービスを中心とすべきである。
 - まずエネルギー中立的に検討し、エネルギー源は問わないものとする。ただし、原子力に関連したエネルギー・サービスは、慎重に検討することが必要である。また、資源の公的所有については交渉対象から除外することを提案する。
- B. 市場アクセス及び内国民待遇
 - 公益的課題に留意しつつ、可能な限りの広範囲の市場アクセスと内国民待遇について交渉を検討すべきである。
 - 各地方政府が、加盟国市場の経済実態に即し、市場全体としての市場アクセスや内国民待遇を改善することを、中央政府（独立の規制機関を含む。）は保証すべきである。
 - エネルギー・サービス固有の資機材の設置、エネルギーに関する専門知識を有する技術者の移動に関する障壁を撤廃する適切な議論が行われることを期待する。
- C. 規制の枠組みの検討
 - ネットワークの公平・公正・透明な利用の視点も踏まえた、競争環境の整備に資する国内規制の枠組みの有用性を検討することが有用である。

提案本文は、以下のウェブサイトから閲覧できます。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_db/html/index.html

(4) 経済的視点及び意義

サービス産業は、現在、多くの先進国において、国内総生産の約6割から7割、就労人口全体の約6割から7割を占めるに至っているなど、各国経済の重要な要素となっている。このような「経済のソフト化」あるいは「経済のサービス化」といった現象は程度の差こそあれ、途上国を含めた趨勢となっている。

①生産要素の移動

サービス貿易の大きな特徴は、物品の貿易と異なり、資本、労働、技術、経営資源等の生産要素の移動を伴うことにある。つまり、サービス貿易は、供給者の消費地への移動（消費国における企業の設立による提供（資本の移動）、自然人の移動による提供）や、消費者の供給地への移動（機械の海外での修理や観光のための海外旅行等）の形態をとることが多い（勿論、映像、ソフトウェア等の越境移動のように供給者、消費者の双方とも移動せずに国際取引が行われる場合もある。）。また、物品と異なり在庫が持てないという特徴もある。

生産要素たる資本、労働力、技術、経営のノウハウ等の移動を伴うサービス貿易の増加は、異なる国の生産要素の新しい結びつきを生み、生産性を向上させる機会を生み出すが、国内経済への影響は大きく、影響の程度は、直接投資、労働の移動等その形態により異なる。

直接投資については、質的により高い競争者の参入による場合が多く、当該国のサービス産業の効率性の向上、消費者選択における多様性の増大等の効果があり、サービス産業の競争及び国際分業を促進し、消費者の経済的便益を向上させ、時には当該国の商慣行をも変える。この場合、既存の国内サービス産業が競争に淘汰され、雇用市場にマイナスの影響を与える場合もあるが、新規需要の創出、新しいサービス産

業の進出の場合には逆に雇用機会の創出につながる。

労働者の移動については、より直接的に労働市場に影響を与えることとなる。例えば、低賃金国から高賃金国への非熟練労働の移動が行われた場合においては、サービス生産者は、安価な労働力を活用することにより、より安価なサービスを提供することができることとなる。他方、これら海外からの非熟練労働は、国内の労働者と直接的に競合することになり、移動の規模によっては大きな社会的コストが生ずる可能性がある。

②サービス産業効率化の波及

サービス分野の自由化を考える場合には、金融、運輸、通信、流通、建設、エネルギー等のサービスが、他の産業への投入であることが多いことにも留意する必要がある。サービス産業における効率化は当該分野のみならず他のサービス分野や製造業における生産の効率性にも影響を及ぼす等波及効果が大きいので、サービス貿易の利益は、当該産業の合理化にとどまらない。このようにサービス貿易の自由化は、短期的には既存のサービス提供者の一部の淘汰を伴うことはあり得るものの、サービス消費者の厚生の上には確実に結びつき、長期的には、当該サービスの提供者の生産性及び競争力の向上のみならず他の生産者の生産性及び競争力の向上に貢献する。サービス貿易の自由化は、経済的に優れた効果があるため、規制を要する分野においても、透明性、手続の公平性を確保し、公平な競争条件を確保する必要がある。

2. 主要ケース

(1) カナダー自動車に関する措置

カナダ政府の自動車に関するオートパクトを前提とした優遇措置は、卸売りサービスに関して、サービス協定の最恵国待遇（サービス協定第2条）及び内国民待遇（サービス協定第17条）違反に該当するものとして、日本はECとともに違反を主張してパネルを争った。パネルでは、日本の主張がほぼ全面的に認められているが、2000年5月に提出された上級委員会の報告書では、本措置がサービスに影響があるとのパネル認定については、証拠不十分としてパネルの結論を覆している。しかし、カナダ政府はパブリックコメントを経て2001年2月18日付で優遇措置を撤廃する行政命令を施行した。（詳細については、第1章「最恵国待遇」カナダの自動車に関する措置を参照。）

(2) メキシコー電気通信サービス

メキシコは国際電話サービスの提供を複数の通信事業者に許可しているが、国際長距離電話サービス提供規則により「特定国との交渉に先立つ直近の6ヶ月において、長距離電話市場で最大のシェアを持つ長距離サービスの譲許取得者が、当該特定国の電気通信事業運営体と精算料金について交渉するものとする。」と規定しているため、実際は市場の6割を占めるTELMEX社が排他的に国際精算料金（accounting rate systems for settling interconnection rates with carriers from certain countries）の交渉を行っており、メキシコの通信事業者はTELMEX社が交渉した料金を適用することになっていた（所謂同一計算料金制度：uniform accounting rate system）。米国は、このようにして設定された国際電話の終点における精算料

金はコストに基づくものではなく、また、独占交渉制度や同一計算料金制度は非合理的ものであり、また、主要なサービス提供者による反競争的行為を許すものであるとして、メキシコが約束している参照文書（「反競争的行為の防止」・「確保すべき相互接続」）に反すると主張していた。更に、cross-borderにおける専用線の利用を拒んでいるメキシコの方針は、専用線についての合理的な条件でのアクセスを確保すべきとしたサービス協定の「電気通信に関する附属書」上の義務にも反するとして、2000年8月に協議要請を、また同年11月にパネル設置要請を行った。その後、2002年4月17日に正式にパネルが設置され、我が国も本パネルに第三国参加していたところ、2004年4月、パネルはメキシコのサービス協定違反を認め、加盟国にパネル報告書が配布された。この結果を受けて、メキシコは2004年8月に新しい国際長距離電話通信規則を発表し、米墨間合意を実行した。

(3) 米国ー賭博サービス

米国はオンラインの賭博サービスについて規制をしている。2003年3月、アンティグア・バーブーダが米国によるオンラインの賭博サービスの提供についての規制を、米国が行った娯楽サービスについての自由化約束（モード1（＝越境取引）について「制限なし」）に反し、サービス協定第16条（市場アクセス）、第6条（国内規制）、第11条（支払い及び資金移動）及び第17条（内国民待遇）に違反しているとして、WTO上の協議要請を行った。同年6月、アンティグア・バーブーダはパネル設置を要求し、パネル審理を経た結果、パネルはアンティグア・バーブーダの主張のうち、米国のサービス協定

第16条違反を認め、2004年11月に加盟国にパネル報告書が配布された（パネルはその他の条項に対する違反については判断をしなかった）。

これを受けて両当事国は2005年1月に上訴し、同年4月、上級委員会は改めて米国の第16条違反を認定した。

コラム：GATSと音響・映像サービス

(1) 音響・映像サービスを巡る議論

①ウルグアイ・ラウンドにおける議論

音響・映像をはじめとする文化関連サービスを巡っては、ウルグアイ・ラウンドにおけるGATSの協定文策定の交渉時から、交渉参加国の間で対立があった。すなわち、EU、豪州、カナダ等は、音響・映像サービスは固有の言語、民族の歴史または文化的遺産の維持・伸展に重要な役割を果たすものであり、「文化的価値」の保護のための措置は、GATSの例外として認めるべきと主張した。これに対し、我が国及び米国等は、サービス貿易の主要な分野のひとつである音響・映像サービスを「文化的価値」という曖昧な概念を理由にGATSの対象外とすることは不適当であると反対。結局、協定の規定においては「文化的価値」の保護のために必要な措置をサービス貿易自由化の例外とはしない一方、EU等の文化保護を主張する国々は、音響映像分野の約束を一切しない（MFN免除登録及び市場アクセス、内国民待遇に関する約束の留保）こととなった。

②今次ラウンドの状況

EUをはじめ文化保護の重要性を強調する国々の態度は依然として強固ではあるものの、「如何なるセクターも交渉からアプリオリには排除されない」という原則は、2001年策定の交渉ガイドラインにおいて確立されており、音響・映像分野についても今次サービス交渉の対象である。我が国、米国、香港等の音響・映像サービス関心国は、前述の原則に照らして当該分野の約束が少しでも改善されることを目指して、音響・映像フレンズを結成し、連携を行っている。

③ユネスコ「文化多様性条約」

「文化の多様性の確保」を最優先課題の一つとするユネスコは、2001年の第31回総会において、世界の多様な文化をグローバリゼーションに伴う画一化の危険から守り活かしていくことを旨とする「文化多様性に関する世界宣言」を採択した。その後、シラク仏大統領は、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、グローバリゼーションの進展の中で各国の文化を保護する必要があるとの基本的な考えの下、「文化的多様性は、言語の急速な消滅、および製品、法規範、社会構造やライフスタイルの画一化により脅かされている」として、上記「文化多様性宣言」の国際約束化、すなわち文化多様性条約の策定を目指すことを表明した。仏・加など条約策定推進派53か国の文化担当大臣の非公式なネットワークであるINCP（International Network on Cultural Policy）は、独自に文化多様性条約案を起草した。

2003年10月には、第32回ユネスコ総会において、「文化的コンテンツ及び芸術的表現」の多様性の保護を目的とし、「文化多様性条約」の策定に取り組むことが決定され、2005年10月の第33回総会において同条約が採択された。現在、ドイツ、ベルギー、フィンランド、オーストリア、スロバキア等のEU諸国が批准に向けて作業中であり、カナダは2005年11月に各国に先駆けて批准した。

我が国としては、本条約が、WTO協定をはじめとする他の国際約束と抵触すべきではないこと、及び情報・文化の国際的な自由な交流・流通が妨げられるべきではないことの二点が確保されるよう議論に参加してきたところであり、発効後の運用についても注視していく必要がある。

(2) 各国の規制

第I部で取り上げたEUの措置のほか、その他の加盟国における音響・映像サービスの規制について主なものは、以下のとおり。

①豪州

豪州のテレビ放送のライセンス業者は、番組の放映において、国産番組の最低放映時間数の枠と、各種類の番組の放映時間数の枠を必ず満たさなければならない。

また、テレビ広告についても、「Broadcasting Tribunal Regulation」のうち、「TPS-23 (Television Programme Standard 23)」により、1つのテレビ局の広告は、1年間の広告のうち、豪州製（国内又はNZで制作されたか、豪州人が主に制作を行っているもの）が80%以上を占めるよう規制されている。

また、放送業への外国資本制限は、1992年放送法によって規制されており、個々の外国人については、15%（複数の場合にあっては20%）を超えて株式取得ができないとされている。なお、「PAY-TV」については、個々の外国人については20%（複数の場合にあっては35%）を超えて株式取得が出来ないとされている。このほか、新聞発行業への投資も規制されている。

2005年12月より、ACMA (Australian Communications and Media Authority。2005年7月にABA (Australian Broadcasting Authority) とACA (Australian Communications Authority) が統合された。)は「番組（国産番組）の放送サービス規格.Broadcasting Services (Australian Content) Standard 2005」が施行されたが、改正は実質的なものではなく、国産番組の最低放映時間数の枠の規制は維持されている。

②カナダ

カナダは、文化産業保護政策として、書籍、定期刊行物、映画、ビデオ、音楽、放送等に関する産業に対して、保護措置を採っている。その趣旨は、自国の当該産業が、隣国米国との激しい競争にさらされ、コスト的に競争できないがゆえに米国に支配されてしまい、カナダの国としてのアイデンティティーも脅かされる事態を防ぐという問題意識に根ざしている。

カナダ政府は、1999年、文化産業における外国資本投資の審査はカナダ投資局からカナダ遺産省に移管され、カナダ遺産大臣は、映画、ビデオ、音響、書籍、雑誌におけるカナダの文化コンテンツの多様性を促進するための制度、配給を指示する政策を採っている。

コラム：電子商取引の議論と主要論点

① WTOにおける電子商取引に関する主要論点

WTOでは、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等から、WTO協定との関係について議論が進められている。具体的に検討の対象となっている主な論点をあげれば、以下のとおりである。

a. デジタル・コンテンツの協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな

変革をもたらしつつある。特に、契約、決済の電子化に留まらず、オンラインを用いて財、サービスを送信する商形態が進展しつつあり、国際的な流通市場を構築しようとの動きもある。

こうした新しい商形態をWTO協定上どう取り扱うかについては、まず、いわゆるデジタル・コンテンツの分類問題が議論されてきている。デジタル・コンテンツを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かと

いう分類如何により、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

本件について EU は、デジタル・コンテンツの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律するサービス協定が適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商取引による場合とで差を設けるべきではない（技術中立性を保つべき）と主張している。

我が国の立場は、デジタル・コンテンツがキャリアメディアに記録されて越境取り引きされる場合にガットの規律対象になるケースにおいては、同様のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、ガットに適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇及び数量制限の一般的廃止といった原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタル・コンテンツに適用される規律は、GATT か GATS かという狭い議論ではなく、電子商取引の発展という目的に適うことが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している。このような観点から、EU の「電子商取引にサービス協定の規律のみを適用すべき」との主張は、サービス協定の 155 分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保が、電子商取引に適用することを狙うものではないかとの懸念を有している。

デジタル・コンテンツの概念についてはなお整理が必要であるが、電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇、数量制限の禁止といった WTO の基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

b. 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取り引きされてきたデジタル・コンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量（通信ログ等により算出）に基づき課税しようとしても、デジタル・コンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、1998 年の第 2 回 WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議（1999 年）まで電子送信（electronic transmission）に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する（関税不賦課のモラトリアム）」旨記載された（なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常の取引同様関税賦課の対象となる）。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、1999 年の第 3 回 WTO 閣僚会議が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、2001 年 11 月のカタル・ドーハでの第 4 回 WTO 閣僚会議において、第 5 回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、2003 年 9 月のカンクンでの第 5 回閣僚会議が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004 年 7 月末の一般理事会合意により 2005 年末の香港閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。

c. 財政的インプリケーション (Fiscal implications of ecommerce)

電子商取引には、生産・消費がなされた場所の把握が困難であり、伝統的な国家の徴税管轄の概念と実態とをどう調和させるかという問題がある。特に途上国からは、電子商取引の発展により、課税面での国家の歳入が減少するのではないかとの懸念が表明されている。途上国の理解を得るためにも、電子商取引の振興を図ることによって国家経済全体に与えるプラスの効果と、課税面で国家の歳入に与えるマイナスの影響等につき更なる検討が必要である。

d. 我が国の取り組み

電子商取引の更なる発展と国際的に調和された環境整備のための具体的なルール作りの重要性に鑑み、我が国は WTO の場において積極的に議論に参加してきた。具体的に経済産業省(旧通商産業省)は、電子商取引と WTO を巡って今後検討が必要な論点を示し、議論を提起することを目的として、2000 年 6 月に通商産業省第 1 次提案、同年 10 月に第 2 次提案を、さらに 2001 年 6 月に経済産業省提案を公表した。本提案は、経済産業省のホームページ上で公開されている。(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_db/html/ec_pro_0106_j.html)

提案の概要は以下のとおり。

一基本的考え方

電子商取引は、これからの世界経済において、国際的な情報格差を解消し、世界的な「eQuality」を実現するための新たな力強い手段である。ここで挙げた「eQuality」には、情報化社会に生きる人々にとって、「公平性 (equality)」や、「生活の質 (quality of life)」の確保が必要不可欠であるという、強い信念が込められている。この「eQuality」

の確保を課題とした本提案の思想は、2000 年 7 月の九州・沖縄サミットで発出された IT 憲章および 2001 年 1 月に施行された高度情報通信ネットワーク形成基本法 (IT 基本法) の理念とも呼応するものとなっている。

また、本提案においては、3 つのバランスの確保が念頭に置かれている。

第一は、企業及び消費者双方の利益のバランスである。全ての国が等しく情報化社会の「eQuality」を確保するに当たっては、企業活動が消費者の利益を損なうことがないように、加盟国が消費者及び産業界双方の利益を考慮した上で、政策を着実に実施することが求められる。

第二に、先進国と途上国のバランスある発展が挙げられる。まずは信頼性が高く安定したネットワークを全世界的なレベルで確保し、先進国・途上国双方において電子商取引の発展する機会を与えることが重要である。さらに情報社会への移行に向け、自由化と円滑化を進めるだけでなく、社会的、文化的事情をも考慮しつつ、一貫性を持った環境を作ること、キャパシティ・ビルディングによる途上国の能力向上を図ることが、先進国と途上国双方にとっての「eQuality」の確保につながる。

そして、第三に、自由化とルールのバランスの確保である。ネットワーク経済においては各国の自由化によって、企業は国際的な活動の幅が広がり、経済活動が活発化する。一方で、情報経済においては、グローバル企業による国際的な寡占状態が発生しやすいと指摘されており、自由化後の市場において、公正な競争が行われることが、自由化のメリットを享受する必要条件となる。また、活力あるサイバー空間の構築のためには、誰もが安心して参加できるような市場環境の整備に向けたルール作りが不可欠である。電子商取引の自由化の促進と必要な消費者保護、信用秩序の維持等についての法的環境とのバランスを考慮すべきである。

一本提案で提起した主な論点

・電子商取引委員会の設置

更に検討を進めていくために、一般理事会の下に電子商取引委員会を設置することを提案。同委員会では、各理事会における交渉の進捗のマンデートをフォローしながら適宜ガイダンスを行うと共に、自らも各理事会のマンデートを超える分野横断的問題を中心として検討作業を行う。

・電子商取引関連分野の自由化

国境を越えて行われる電子商取引は、通信、決済、物流等の関連サービスが国境を越えて提供されることによって行われるものであり、これらの関連サービスの市場アクセスの確保が不可欠である。国境を越えて行われる電子商取引に密接に関連するサービス貿易の自由化の促進の観点から、我々は交渉を円滑に進める上で適切な範囲のサービスを「電子商取引クラスター」とすることを支持する。

・国内規制原則

電子商取引の発展によって、企業による複数国への参入が容易になった反面、各国国内規制の問題が顕在化している。各国が政策目標を実現するために導入した様々な国内規制が、国境を越えた電子商取引を阻害し、貿易制限的效果を有する場合がありうる。電子商取引の更なる発展のためには、各国で行われている国内規制を必要最小限のものとして統一することが望ましい。電子商取引に関する国内規制原則として、客観性・透明性・必要(最小限)性が担保されるべきであり、この他に追加されるべき原則とこれらの原則の判断基準の策定に向けて検討すべきである。

・途上国へのキャパシティ・ビルディング

電子商取引の発展の恩恵が途上国にも均霑されるために、WTO及びメンバー国にできる途上国支援を検討する。具体的には、技術協力、インフラの整備、緊密な政策対話による情報・経験の共有、APEC等の地域的枠組みを利用した協力などが考えられる。

② WTOにおける検討の経緯

WTOにおける電子商取引に関する検討の経緯をまとめると以下のとおりである。

a. 第2回WTO閣僚会議における作業計画策定の決定(1998年5月)

1998年5月にジュネーブで行われた第2回WTO閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

b. 作業計画の策定と下部機関における検討(1998年10月～1999年7月)

ジュネーブでの閣僚宣言を踏まえて98年10月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS理事会、貿易と開発委員会の4下部機関における検討が99年7月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

c. 電子商取引作業計画の中断と再開(1999年12月～2000年12月)

1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関

連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、シアトル閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡るWTO上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引がWTO上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響)を幅広く理解するために、電子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001年6月に電子商取引特別会合(dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

d. 第4回WTOドーハ閣僚会議(2001年11月)

第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議までの関税不賦課のモラトリアムについて合意がなされるとともに、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み(institutional arrangements)を作ることを検討すること、そして第5回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

e. ドーハ閣僚会議以降の動き

ドーハ以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合(2002年5月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発に関してIT協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002年4月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、途上国の関心

が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則(自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等)について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

2004年7月のWTO一般理事会では、2003年9月に第5回WTOカンクン閣僚会議で合意される予定であった関税不賦課のモラトリアムについて、第6回WTO閣僚会議まで延長することが決まった。

f. 第6回WTO香港閣僚会議(2005年12月)

第6回WTO閣僚会議において、次回閣僚会議までの間、電子送信に対して関税を課さない現在の慣行を維持することが宣言された。また、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

【EUの電子的に配信されたサービスに対する付加価値(VAT)税について】

EUでは、EU域外事業者がデジタル・コンテンツをEU域内消費者に販売した場合には、VAT(付加価値税)を徴収しなければならない、という改正VAT指令(2002/38/EC)が2002年5月に決定され、EU加盟国は2003年7月までに各加盟国で実施されることとなり、ほぼ全ての加盟国において国内法制化されている。

当該指令の下では、EU域外の事業者とEU域内の消費者との間でデジタル・コンテンツの取引が行われる場合、域外事業者はEU加盟国のうちいずれか一国の税務当局に登録し、消費者の移住

地に従って VAT を価格に上乗せし、登録した国に納税する（消費地主義）。これに対し、EU 域内の事業者・消費者間の取引の場合は、事業者は拠点を設置した国の税率に従って、その国に VAT 税を納入することになる。このように、EU 域内事業

者に比べ域内に拠点を設置していない域外事業者は、販売先の国毎の税率を計算し納入しなければならないなど、煩雑な事務作業負担が生じる可能性が高くなることが懸念される。